

広島県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和三年十月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第三十四号

#### 広島県流域下水道条例の一部を改正する条例

広島県流域下水道条例（平成二十四年広島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条（趣旨） この条例は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号。以下「法」という。）第十五条の三十第一項において準用する法第七十一条第二項、法第十二条第一項及び法第二十一条第二項の規定に基づき、県が設置する流域下水道の管理に關して必要な事項及び構造についての技術上の基準並びに終末処理場の維持管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）</p> <p>第三条 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第五条において同じ。）に共通する構造について法第二十五条の三十第一項において準用する法第七条第二項の条例で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一―五（略）</p> <p>（排水施設の構造の基準）</p> <p>第四条 排水施設の構造について法第二十五条の三十第一項において準用する法第七条第二項の条例で定める技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一―五（略）</p> <p>（処理施設の構造の基準）</p> <p>第五条 第三条に定めるもののほか、終末処理場の処理施設の構造について法第二十五条の三十第一項において準用する法第七条第二項の条例で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>第一条（趣旨） この条例は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号。以下「法」という。）第十五条の十八第一項において準用する法第七十一条第二項、法第十二条第一項及び法第二十一条第二項の規定に基づき、県が設置する流域下水道の管理に關して必要な事項及び構造についての技術上の基準並びに終末処理場の維持管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）</p> <p>第三条 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第五条において同じ。）に共通する構造について法第二十五条の十八第一項において準用する法第七条第二項の条例で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一―五（略）</p> <p>（排水施設の構造の基準）</p> <p>第四条 排水施設の構造について法第二十五条の十八第一項において準用する法第七条第二項の条例で定める技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一―五（略）</p> <p>（処理施設の構造の基準）</p> <p>第五条 第三条に定めるもののほか、終末処理場の処理施設の構造について法第二十五条の十八第一項において準用する法第七条第二項の条例で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p>

<p>とする。 一・二 (略)</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第八条 法第二十五条の三十第一項において準用する法第二十一条第二項の規定による流域下水道の終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。 一―六 (略)</p>	<p>とする。 一・二 (略)</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第八条 法第二十五条の十八第一項において準用する法第二十一条第二項の規定による流域下水道の終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。 一―六 (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）附則第一条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。